

# 深夜電力 A および B

低 圧 特 別 約 款  
( 料 金 表 )

平成 28 年 4 月 1 日 実施

 北陸電力株式会社

# I 本 則

## 1 目 的

この低圧特別約款（料金表）の深夜電力AおよびB（以下「この料金表」といいます。）は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2 契約種別

この料金表の契約種別は、それぞれ深夜電力Aおよび深夜電力Bといたします。

## 3 深夜電力A

### (1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために小型機器または動力を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望され、当社がこの契約種別の適用を適当と認める場合に適用いたします。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

### (3) 契約電力

契約電力は、0.5キロワットといたします。

### (4) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時

間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

#### (5) 料 金

料金は、1月につき次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

##### A 表（平成28年5月31日まで）

1 契約につき	890円25銭
---------	---------

##### B 表（平成28年6月1日以降）

1 契約につき	894円57銭
---------	---------

#### (6) その 他

イ 当社は、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）10（需給契約の単位）により、1需要場所において1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、要綱によるものといたします。

(イ) 要綱31（供給停止期間中の料金）に定める事項については、停止期間中の料金を申し受けません。

(ロ) 要綱34（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(ハ) 要綱40（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

(ニ) 要綱41（解約等）(1)ホにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

ハ この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

#### 4 深夜電力B

##### (1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、小型機器または動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望され、当社がこの契約種別の適用を適当と認める場合に適用いたします。

##### (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

##### (3) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(3)により算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

#### (4) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則として断いたします。

#### (5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（通電制御型電気温水器）に定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）または別表3（通電制御型電気暖房器）に定める通電開始時刻が制御可能な電気暖房器（以下「通電制御型電気暖房器」といいます。）に該当する夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合は、料金は、基本料金および電力量料金の合計からハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものに、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

## イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表, B表共通

契約電力1キロワットにつき	259円20銭
---------------	---------

## ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

A 表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	7円60銭
------------	-------

B 表 (平成28年6月1日以降)

1キロワット時につき	7円64銭
------------	-------

## ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の算式によって算定された金額といたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = \text{イの基本料金} + \text{その1月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額}$$

## (6) その他

イ 当社は、要綱10（需給契約の単位）により、1需要場所において1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、要綱によるものといたします。

(イ) 要綱34（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

- (ロ) 要綱40（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- (ハ) 要綱41（解約等）(1)ホにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- ハ この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

## Ⅱ 実施細目

### 1 深夜電力A

#### (1) 適用範囲

「当社がこの契約種別の適用を適当と認める場合」とは、選択約款の深夜電力A、低圧選択約款の深夜電力Aまたはこの契約種別の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（当社がこの料金表にかかる供給設備〔引込線、計量器等〕をすべて撤去した場合およびこの契約種別以外の他の契約種別等に変更した場合を除きます。）において平成28年4月1日以降にお客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合をいいます。

#### (2) 供給条件

本則3（深夜電力A）(4)により、契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置（以下「区分装置」といいます。）は、次のとおり取り扱うものといたします。

イ 区分装置は、契約電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

ロ 区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵を提出していただく等当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。

ハ 区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

ニ お客さまの希望によって区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。



## 2 深夜電力B

### (1) 適用範囲

「当社がこの契約種別の適用を適当と認める場合」とは、選択約款の深夜電力B、低圧選択約款の深夜電力Bまたはこの契約種別の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（当社がこの料金表にかかる供給設備〔引込線、計量器等〕をすべて撤去した場合およびこの契約種別以外の他の契約種別等に変更した場合を除きます。）において平成28年4月1日以降にお客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合をいいます。

### (2) 供給条件

イ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ロ 本則4（深夜電力B）(4)により、契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する区分装置は、次のとおり取り扱うものといたします。

(イ) 区分装置は、契約電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

(ロ) 区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵を提出していただく等当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。

(ハ) 区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

(ニ) お客さまの希望によって区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器

(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えた場合は、通電制御型夜間蓄熱式機器の設置を証明する書類等を提示していただきます。

(ロ) 当社は、別表2（通電制御型電気温水器）に定める通電制御型電気温水器または別表3（通電制御型電気暖房器）に定める通電制御型電気暖房器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

(イ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の算式によって算定いたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 = 割引対象額 × 15パーセント × 割引対象率

割引対象率 =  $\frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備容量の総容量(入力)}} \times 100$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となったことにより、料金に変更があった場合は、要綱20（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

- (ニ) (ロ)または要綱19（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量を料金に変更があった日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。
- (ホ) 要綱34（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引対象額は、本則4（深夜電力B）(5)ハによって算定された割引対象額から要綱34（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。

## 附 則

### 1 この料金表の実施期日

この料金表は、平成28年4月1日から実施いたします。

### 2 B表の適用にともなう切替措置

平成28年6月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、要綱19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

# 別 表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 深夜電力Aの場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### (イ) 深夜電力A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、深夜電力Aの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 深夜電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 深夜電力Aの場合は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

## 2 通電制御型電気温水器

通電制御型電気温水器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 給水温度を検知できること。

ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に

沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 契約使用時間終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

### 3 通電制御型電気暖房器

通電制御型電気暖房器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 蓄熱体の温度を検知できること。

ロ イの蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 契約使用時間終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

### 4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ32,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合  
平均燃料価格は、32,900円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (32,900\text{円} - 21,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。



平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 深夜電力Aの場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

## 二 燃料費調整額

### (イ) 深夜電力A

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

### (ロ) 深夜電力B

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	15円76銭8厘
---------	----------

ロ 深夜電力B

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭8厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。